備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 淀川工科高等学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 機械器具類 | 機械類 | 昭和29年３月31日 | １ | 110,000円 |
| 単相誘導電圧調整器 |
| 機械器具類 | 機械類 | 昭和33年３月31日 | １ | 255,000円 |
| 切断機 |
| 機械器具類 | 機械類 | 昭和37年２月28日 | １ | 330,300円 |
| 万能割出台 |
| 機械器具類 | 計器測量器具 | 昭和39年２月28日 | １ | 107,000円 |
| 水平器 |
| 機械器具類 | 機械類 | 昭和42年３月22日 | １ | 205,000円 |
| 研磨機 |

 | 検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号） |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年12月18日）